

インドネシア／国立文書館および東ヌサ・テンガラ州での調査のための手続き
(後半部)

杉島敬志¹

調査期間：2009年8月3日～9月26日

国／地域：インドネシア／東ヌサ・テンガラ州のエンデ県およびシッカ県

調査テーマ：Impacts of Dutch Colonial Rule on Indigenous Chieftainship in Central Flores, Nusa Tenggara Timur: From an Anthropological Perspective

事例の特徴：出国手続きをおこなう時期と外国人調査許可局の休業期間が重なったこと。

この文章は、「調査の手続き—その事例集」に掲載した筆者の2009年のレポート、「インドネシア／国立文書館および東ヌサ・テンガラ州での調査のための手続き」の続編である。そのために、前編でのべた説明を以下では再言しない。

【2009】

7月1日（水）

カレンダーによると2009年9月21日はラマダーン（断食月）明けの祝日、イドゥル・フィトリ Idul Fitri（インドネシア語）にあたる。毎年、官公庁の多くがイドゥル・フィトリの前後3～4日間、休みとなる。また、それにともない全国的な帰省ラッシュが発生する。

この「調査の手続き—その事例集」にある岩田剛のレポートによると、2008年の場合、イドゥル・フィトリは2008年10月1日であり、その前後4日、すなわち9月27日（土）～10月5日（日）までRISTEKは休業した。

私の帰国日は9月26日であり、その1週間前には出国のための手続きを開始する必要がある。RISTEKウェブサイトの「Foreign Research Permit」によると、調査者は出国手続きを以下のようにおこなう。

- ①RISTEK 外国人調査許可局に tentative final report を、調査カウンターパートからのレターとともに提出。
- ②出国許可申請をおこなうために、KITAS を発行した入国管理局事務所あてのレターの発行を外国人調査許可局に依頼。
- ③出国する国際空港の Head of Taxation Service Office あての出国税（fiskal）支払い免除依頼のレターを外国人調査局に依頼。

¹ 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科教授

そのうえで、調査者は、上記②のレターをそえてKITASと Buku Pengawasan Orang Asing（入国管理手帳、通称 buku biru＝「青色本」）を、それらを取得した入国管理局事務所に返却し、パスポートにEPO（exit permit only）のスタンプを押してもらおう。EPOの有効期限は1週間であり、その期間内に出国する。

私の直面する問題はつぎのことだった。

9月26日に出国するには、9月20日（日）にはじまる週に出国許可申請をおこなう必要がある。上記のように、EPOの有効期限は1週間である。しかし、翌日の21日（月）はイドゥル・フィトリであり、役所は17日あたりから休みに入ることが予想される。その前に出国許可申請をおこなうことができればよいのだが、前述のように、EPOの有効期限は1週間しかない。

また、私は8月初旬から帰国近くなるまで東ヌサ・テンガラ州フローレス島中部の山間部で調査をおこなう予定だが、そこからメール、電話、FAXを使って外国人調査許可局と円滑なコミュニケーションをおこなうことはむずかしい。

7月1日（水）午後に外国人調査許可局に出かけ、上記の件を相談してみた。Sri Wahoo氏は不在だった。

最初に受けたアドバイスは、MREP（Multiple Exit Re-entry Permit）を取得しているだろうから、一時出国してはどうかということだった。しかし、今回の調査で使っている6ヶ月以下のビザは、1回の入国（シングルエントリー）しか認められていない。

この事情を話すと、外国人調査許可局の女性職員が南ジャカルタ入国管理局事務所に電話をかけて、どうすればよいかをきいてくれた。この女性職員を介してきいた南ジャカルタ入国管理局事務所の見解は以下のようなものだった。

- ①有効期限6ヶ月以下のビザの場合、EPOは不要である。
- ②出国の際、KITASと入国管理手帳を出国審査カウンターに提出する。
- ③空港での出国手続きでトラブルが発生したときには、南ジャカルタ入国管理局事務所の指示によることをのべる（それにそなえ、南ジャカルタ入国管理局事務所係官の名前と電話番号を教えてくれた）。

7月7日（火）

明日はインドネシアの大統領選で、役所が休みになるので、その前にすませてもらいたい用件があり、外国人調査局を訪問。

用件をすませた後、Sri Wahoo氏に6ヶ月以内のビザにEPOが必要かどうかをたずねると、6ヶ月以内のビザはシングルエントリーであり、出国すると効力を失うので、EPOは不要との返答だった。

また、フローレスの調査地における通信事情の悪さを説明し、イドゥル・フィトリ前後の役所が休業する時期よりも相当前にtentative final reportを提出するので、出国税支払い免除依頼のレターを用意していただきたいことを申し入れ、快諾を得る²。

² このときの雑談でつぎのことを知る。

1) 外国人調査許可局では、LIPI時代に8人いたスタッフが5人に削減された（仕事

7月中旬

出国手続きについて、日系企業の総務掛に勤務する友人にたずねると、以下のことを教えてくれた。

インドネシアにおける過去12ヶ月間の滞在日数が183日をこえない場合、EPOは不要であり、実際、滞在日数183日以下の日本人社員はEPOなしで出国している。

また、RISTEK ウェブサイトの「Foreign Research Permit」に、つぎの一文があるのを見落としていたことにも気づいた。

5. Foreign researcher who doing (*sic*) research less than six months might exit directly without reporting to the Immigration Office, but she/he has to submit tentative final report.

8月3日（月）

ジャカルタから東ヌサ・テンガラ州の州都、ティモール島のクパンにむかう。前日の2日（日）にジャカルタを出発し、3日（月）から役所での手続きを開始すべきだったが、さまざまな事情から3日の出発になった。また、クパン到着は15:05の予定だったが、40分以上遅れ、空港を出たのは16:00近くなっていた。そのため、役所まわりは、翌日から始めることにする。

8月4日（火）

クパンでおこなう手続きには2つある。

5月5日に内務省国民政治統合総局から発行された東ヌサ・テンガラ州知事宛のSPPを東ヌサ・テンガラ州国民統合・政治・社会衛護局（Bandan Kesatuan Bangsa, Politik dan Perlindungan Masyarakat, Provinsi Nsa Tenggara Timur（以下「Kesbangpol & Linmas」）と略称）にとどけ、フローレスのエンデ県とシッカ県の知事あてのレターを書いてもらう。

もうひとつは、5月5日にインドネシア国家警察から発行されたSKJを提示し、東ヌサ・テンガラ州地方警察に出頭したことの証明をSKJの裏面に施してもらう。

8:30頃、州知事庁舎に着き、Kesbangpol & Linmasの所在をたずねると、旧州知事庁舎（Jl. Basuki No. 1）に移転したとのことだった。そこで、すぐに旧知事庁舎にむかう。

Kesbangpol & Linmasに到着し、以下の書類を提出。

量と比較し、スタッフが少ないという印象を受けた）。

2) 現在、調査許可申請書の内容が検討される月例会議で、調査許可申請が却下される可能性は、調査テーマにもよるが、パプア、アチェ、ポソ、アンボンを調査地とした場合、却下される可能性が大きくなる。

3) 調査計画に「不明確」な点がある場合、インドネシア人調査カウンターパートに月例会議に出席してもらい、調査計画について15～30分程度の発表を要請する。申請者本人がインドネシア国内にいる場合には、月例会議への出席を本人に依頼する。外国人調査許可局には、小額だが、申請者本人やカウンターパートを月例会議に招聘する予算がある。

- ①東ヌサ・テンガラ州知事宛の SPP
- ②外国人調査許可局発行の調査許可状（以下「SIP」と略称）のコピー
- ③SKJ のコピー（同伴者と 2 人分）
- ④パスポートの顔写真とビザ頁のコピー（同伴者と 2 人分）
- ⑤KITAS のコピー（同伴者と 2 人分）
- ⑥SKLD のコピー（同伴者と 2 人分）
- ⑦外国人調査許可局に提出した研究計画書のコピー

Kesbangpol & Linmas のスタッフたちとティモールの慣習法上の政治組織や儀礼等について雑談するうちに、1 時間ほどでエンデ県とシッカ県の知事あてのレター³ができあがる。Retribusi Izin Penelitian として Rp. 60,000 を支払い、領収書とレターを受け取って退出。

すぐに徒歩で、POLRI Daerah Nusa Tenggara Timur (Jl. Sudirman) にむかう。正面入り口の受付で用件をつたえ、諜報公安課 (Direktorat Intelijen Keamanan) に案内される。以下の書類を提出。

- ①SKJ のオリジナル（同伴者と 2 人分）
- ②SPP のコピー
- ③SIP のコピー
- ④SKLD のコピー（同伴者と 2 人分）
- ⑤KITAS のコピー（同伴者と 2 人分）

10 分ほどすると、提出した上記①の SKJ オリジナルの裏面に「8 月 4 日東ヌサテンガラ州地方警察諜報公安課に出頭」(Telah melaporkan diri di Dit. Intelkam NTT pada Tanggal 4 Agustus 2009) とプリントされ、諜報公安課長のサインと諜報公安課の公印の押されたものが返却される。その後、ジャカルタのインドネシア国家警察本部からクパンに派遣され、3 年ほど勤務している警察官としばし雑談し、退出する。

予定では、8 月 6 日 (木) にクパンからフローレスのマウメレ (シッカ県の県都) にむかう予定だった。しかし、クパンでの手続きが予想より早く終わったので、予定を 1 日早め、明日、フローレスのマウメレにむかうことにする。

8 月 5 日 (水)

朝、6:05 の便でクパンからマウメレにむかう。

マウメレに到着後、知人の家で朝食と水浴後、シッカ県の Kesbangpol & Linmas に出かける。9:00 すぎに事務所に着き、つぎの書類を提出。

- ①クパンの Kesbangpol & Linmas から受け取ったマウメレ県知事あてのレター

³ 正確な宛先は以下のとおり。Kepada yth: Bupati Ende, Cq. Kepala Badan Kesbangpol dan Linmas di Maumere. Kepada yth: Bupati Sikka, Cq. Kepala Badan Kesbangpol dan Linmas di Ende.

- ②SIP のコピー
- ③SKJ のコピー（同伴者と 2 人分）
- ④パスポートの顔写真とビザ頁のコピー（同伴者と 2 人分）
- ⑤KITAS のコピー（同伴者と 2 人分）
- ⑥SKLD のコピー（同伴者と 2 人分）

シッカ県で調査を予定しているイアン・テナ行政村（Desa Ian Tena）とグリティン行政村（Desa Geliting）の村長、および両行政村をふくむケワパンテ郡（Kec. Kewapante）の郡長あてのレターの発行を依頼する。応対してくれた Kesbangpol & Linmas の長やスタッフと談笑するうちに、30 分ほどでレターを用意してくれる。

8 月 12 日（水）

同様の手続きをエンデ県の Kesbangpol & Linmas でもおこなう。エンデ県で調査を予定している 4 つの郡の長とミッシヨナリーの文書館長へのレターの発行を依頼する。知人と雑談するうちに 20 分ほどでレターを用意してくれる。

シッカ県とエンデ県の Kesbangpol & Linmas から発行してもらったレターを持参しておこなった調査の詳細については省略するが、いずれの訪問先でも、親切かつ丁寧な対応を受けた。記して感謝の意を表したい。

9 月 20 日（日）～24 日（木）

フローレスでのフィールド調査をきりあげ、9 月 20 日にマウメレを出発し、バリのデンパサルを経由して、ジャカルタにむかう。先述の帰省ラッシュのためか、どの便も満席状態だった。

詳細は省くが、フローレスを出発する前に、tentative final report を外国人調査許可局に提出し、出国税免除依頼のレターを発行してもらっていた。

9 月 26 日（土）：帰国

出発 2 時間半前ほどまえにスカルノ・ハッタ国際空港に到着。

まず搭乗手続きをすませ、チェックイン・カウンターで 1 人につき 15 万ルピアの空港使用料を支払う。また、出入国カードを受け取る。

出国の際に必要な、出入国カードの半分、すなわち departure card は、KITAS 取得の際に入国管理局事務所に提出したが、返却されなかった。

チェックイン・カウンターで受け取った出入国カードに必要な事項を記入した後、出国税免除窓口（Pelayanan Bebas Fiskal）にいき、以下の書類を提出。

- ①パスポート（同伴者と 2 人分）
- ②搭乗券（同伴者と 2 人分）
- ③RISTEK 外国人調査許可局発行の出国税免除依頼のレター

今回の調査に配偶者が同伴していたことをつたえると、そのことを証明する書類の提出を

求められた。内務省発行 SPP が適切と判断し、提示する。

少しまわっていると、パスポートと搭乗券を返却してくれる。搭乗券の裏側には出国税免除 (Bebas Fiskal) と印刷されたステッカーが貼られ、9月26日の日付がスタンプされていた⁴。

出国審査カウンターの手前にある出国税チェックカウンターにむかい、搭乗券とパスポートを提示すると、係官が内容を点検し、すぐに返却してくれる。

つぎに出国審査カウンターへと進み、同伴者とともに、以下の書類を提出する。

- ①パスポート
- ②KITAS
- ③入国管理手帳 (通称 buku biru = 「青色本」)
- ④出入国カード (先ほど記入したもの)
- ⑤搭乗券

出入国審査官が少し戸惑いの表情をみせ、指導にあたっている (らしい) 出入国審査官に小声でどう処理すればよいか相談している様子だったので、6 ヶ月以内のインドネシア滞在の場合、事前に EPO をおこなう必要はないと南ジャカルタ入国管理局事務所からきいていることをのべる。

指導にあたっていた出入国審査官の返事は、そのとおりであり、KITAS 無効化 (cabut = 「引き抜く」という表現を使っていた) は、すぐにすむので、こちらに来てくださいといわれ、左端の出国審査カウンターにむかう。

そこに座っていた出入国審査官が、KITAS と入国管理手帳を受け取る際にパスポートに押された「ITAS」と「POA」のスタンプの上に、ゴム印で「VOID」の文字をスタンプする⁵。そのうえで、「KITAS dicabut」(KITAS 無効化) と手書きし、その下に日付を書き入れた出国カードとともに、パスポートを返却してくれる。

この出国カードは、他の場合の出国カード同様、出発便の搭乗口待合室の入り口に立つ係官に提出した。

⁴ 出国税の支払い義務や免除対象の法的規定は「税務総局長規程」(Peraturan Direktur Jenderal Pajak) No.53/PJ/2008 の第7条にある (2009年10月現在)。
http://www.pajak.go.id/index.php?option=com_content&view=article&id=75&lgkp=oyes&idp=13801

私の場合は7条9項にある学術調査に従事した者として免除されたことになるのだろう。

⁵ ITAS と POA は、それぞれ KITAS (一時滞在許可カード) = Kartu (カード) Izin Tinggal Terbatas から K の文字、BPOA (入国管理手帳) = Buku (手帳) Pengawasan Orang Asing から B の文字をとったものである。